

## アルバイト制限職種

制限事由	制限職種
危険を伴うもの	・ 運転業務
	・ 線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き等）
	・ 高電圧高圧ガス等危険物の取扱い
	・ 高所での屋外作業（ガラス拭き、器具取り付け等）
	・ プレス・ボール盤、裁断機など自動機械の操作
	・ 建築・土木現場での作業
人体に有害なもの	・ 農薬、劇物など有害な薬物の取扱い（メッキ作業、シンナーを使用しての塗装作業、シロアリ駆除作業等）
	・ 薬品や医療類似行為の被験者
	・ 特に高温・低温・粉塵・粉末・有毒ガス・騒音等の劣悪な環境下での作業
法令に違反するもの	・ 営利職業斡旋業者への仲介斡旋
	・ マルチ、ネズミ講商法等に関するもの
	・ 出来高払い・歩合制（一定額の補償のないもの）
教育的に好ましくないもの	・ 風俗及び風俗に準じる営業の現場作業
	・ バー・キャバレーなどのお酒の接待を主にする仕事
	・ 麻雀、パチンコ店等
	・ 住込み、深夜作業（22時以降から翌朝6時までの仕事）
	・ 訪問販売、勧誘、専門に行う集金
	・ 選挙の応援に関する一切の業務
	・ 無許可の街頭でのビラやパンフレットの配布、ポスター貼り
その他	・ 人命に関わることが予測される業務（無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター）
	・ 労働条件や職務内容、雇用主が不明確なもの（登録制の仕事、家庭教師派遣等）
	・ 宗教的性格を有する団体からの求人
	・ その他本学が不適切と認めたもの